

令和4年玉村町議会第2回臨時会会議録第1号

令和4年4月25日（月曜日）

議事日程 第1号

令和4年4月25日（月曜日）午後2時40分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和3年度玉村町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例の一部改正について)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について)
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 9 議案第28号 令和4年度玉村町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 同意第 2号 副町長の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	教育長	角田博之君
総務課長	齋藤善彦君	企画課長	大堀泰弘君
税務課長	丸山智志君	健康福祉課長	岩谷孝司君
子ども育成課長	中野利宏君	住民課長	重田勢津子君
環境安全課長	高柳功君	経済産業課長	齋藤恭君
都市建設課長	高橋茂君	上下水道課長	金子忠雄君
会計管理者 兼会計課長	舩田昌子君	学校教育課長	根岸真早子君
生涯学習課長	宇津木雅彦君		

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○開会・開議

午後2時40分開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年玉村町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番笠原則孝議員の両名を指名いたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） それでは、報告申し上げます。

令和4年玉村町議会第2回臨時会が開催されるに当たり、本日午後1時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認に関する議案が6件、予算に関する議案が1件、人事に関する同意の議案が1件、合わせて8議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和4年玉村町議会第2回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



○日程第3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町一般会計補正予算（第10号））

○日程第4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

◇議長（石内國雄君） 日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町一般会計補正予算（第10号））と日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の2議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号と承認第2号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） お世話になります。それでは、承認第1号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第10号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億545万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を137億3,012万4,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び変更を行うものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、コロナ禍における消費喚起の経済対策等により増加が見込まれる法人事業税交付金及び地方消費税交付金を増額するとともに、減収見込みである利子割交付金及び地方特例交付金を減額いたしました。

国庫支出金では、事業費の確定見込みにより、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金及び同事務費補助金、並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を減額するほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金については事業費確定による減額とともに、予算科目を補助金から負担金へ変更するものでございます。

県支出金につきましては、いずれも事業費の確定見込みに伴う増額または減額でございます。

寄附金では、ふるさと納税について、魅力ある返礼品の提供等の取組により寄附額の増加が見込まれることから収入額を増額し、それぞれ寄附の用途に応じた事業への充当を行うほか、株式会社キー

テクノロジー様から200万円、株式会社アイザワコーポレーション様から20万円のご寄附をいただきましたので、それぞれ寄附の目的に沿った基金の積立てに充当するものでございます。

繰入金では、歳入における交付金等の増額と事業費の確定見込み等に伴う調整により、財政調整基金からの繰入れを2億円減額いたしました。これにより、当初7億円を予定していた財政調整基金からの繰入れは、3月補正と合わせて全額減額となり、財政調整基金を取り崩すことなく、令和3年度予算を執行することができました。

また、繰越金では、前年度繰越金として109万7,000円を充てております。

一方、歳出の主なものですが、それぞれの事業費の確定見込みに伴う増額及び減額のほか、ご寄附いただいた220万円について、寄附者の意向に沿った基金へそれぞれ積立てを行うものでございます。

また、繰越明許費の追加及び変更では、役場庁舎における高圧ケーブルの絶縁低下による緊急工事について、年度をまたぐ工事となるため繰り越すほか、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業については、国の方針として令和4年4月支給分を令和4年度へ繰り越して対応することとなったため、当該予算を繰り越すものでございます。なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、繰越し限度額の変更でございます。

以上が、本専決処分における一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、承認第2号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,595万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入の国民健康保険税におきまして、調定に合わせて医療、後期、介護分を組み替えたもので、増減はありません。そのほかは、一般被保険者前年度繰越金の減額や新型コロナウイルス感染症に関する災害時臨時特例補助金の増額でございます。

歳出につきましては、国民健康保険保険給付費等交付金の確定による返還金の増額を行うものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町一般会計補正予算（第10号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

の一部改正について)

○日程第7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

◇議長（石内國雄君） 日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）の4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第6号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付法律第1号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

今回の改正は、法律の改正や法改正による規定の新設に合わせ、町条例の規定整備を行うものです。

主な改正内容といたしましては、町民税関係では、旧民法第34条の規定により設立された社団法人または財団法人について、新たな公益法人制度の施行日から起算して5年を経過する日までの期間はそれぞれ一般社団法人または一般財団法人として存続する経過措置が終了したことに伴い、寄附金税額控除の対象から削除するものです。

固定資産税関係では、登記所から町への通知事項が拡大されることに伴う固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書に変更を加えるもの、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を4分の3と定める規定の新設、省エネ改修を行った住宅に係る特例の拡充、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の負担調整措置の上昇割合を2.5%とするものです。そのほかは法改正による項ずれを反映するものです。

次に、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年3月31日で公布されたことに伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について専決処分をしたものです。

改正内容としては、不均一課税の適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日までに、また整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を2年から3年に延長するものです。その他は法改正による文言の訂正と項ずれを反映するものです。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付法律第1号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

主な改正の概要として、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を4分の3と定める規定の新設と、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の負担調整措置の上昇割合を2.5%とするものです。その他は法改正による項ずれを反映するものになります。

次に、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

改正の概要につきましては、国保税の医療分の課税限度額を63万円から65万円に引き上げ、後期分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 玉村町地方活力向上地域って、私勉強不足で分からないのですが、この言葉というか、どの位置が玉村町の中で該当するのか教えてください。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） 位置というか、玉村町自体が指定されているという形になるかと思いません。全体で指定されています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第9 議案第28号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

◇議長（石内國雄君） 日程第9、議案第28号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第1号）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第28号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に796万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億9,796万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対応するためのシステム改修費及び小児に対するワクチン接種に係る医療機関へのかかりまし経費の追加、並びにファイリングキャビネット等の備品購入でございます。これらの財源といたしましては、国庫補助金である新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を予定しております。

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種につきましては、現段階において具体的なスケジュールが提示されておきませんが、6月をめぐりに接種券や会場の手配等の準備を進めるよう、国から通知が届いております。玉村町におきましても、希望する住民がスムーズに接種することができるようワクチン接種体制の確保を図り、引き続き感染症対策とポストコロナに向けた取組を推進してまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） ワクチンなのですけれども、6月をめぐりにということで、これ……

◇議長（石内國雄君） 立ってお願いいたします。

◇12番（笠原則孝君） 年齢的な問題と、それとワクチンって以前モデルナとかやっていたのですけれども、その種類の選択というのが自由にできるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

種類を選択できるかどうかというご質問なのですけれども、現状ですとワクチンとしましては、ファイザー製とモデルナ製、それと一部アストラゼネカのほうとノババックスということで、最近承認されたものなのですけれども、あとはこの4回目接種につきましては、どれぐらいの量でワクチン配付が来るかというのが、まだ未定な部分もありまして、その始める段階になりまして、今国で言われている例えば60歳以上の方に受けられるかということであれば、先行してモデルナを使ったりだとかということを今後検討していかなくてははいけないかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） よろしいでしょうか。電算委託料が541万8,000円ということで、4回

目に向けたシステム改修費ということですが、電算委託料、電算を委託している会社名と、それからこれから随分この電算委託で町民の方に接種券をお配りになったり、いろんな情報を提供していただいている中で、最近ある町のほうですごい数千万円近いお金を振り込んで、一円も返さないと。もうそのお金はどこかに行ってしまったとかといって開き直っている方がいて、大変な思いをしている町があるようですけれども、そういったところで電算関係のシステムのミスとか、あるいは単純な確認漏れによるミスとか、そういったものはコロナの関係のこの電算関係の処理であるのでしょうか。2点お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

こちらの電算システムの会社なのですけれども、町のほうが個人情報、住民情報等を今システム管理しているのがジーシーというところの会社のシステムを使っております。そんなことで、ジーシーにまたお願いするような形になると考えております。

それと、ミスということなのですけれども、コロナ係のほうで発覚するミスとしますと、封筒を実は何色でという指定をしたり、封入してからのりづけをしてもらおうというところで、その辺でミスというか、情報の行き違いがあって、そちらジーシーのほうが対応ミスということでうちのほうがちょっと指導したような経緯がございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） この541万8,000円については、ジーシーの会社ということと、単純な経緯ミスというようなこと。委託料の220万円については、町長さんのご説明の中で一部あったように記憶しておりますけれども、この220万円についてももう少し詳しく説明願いたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらの220万円につきましては、かかりまし経費のほうを5歳から11歳の子の接種に限りまして、1件1,100円、1,000円の消費税ということで1,100円を想定しております。それで人数が5歳から11歳で2,000人を一応予定していますので、その掛け算ということで220万円という数字になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 同意第2号 副町長の選任について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、同意第2号 副町長の選任について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、古橋勉副町長が本年3月31日付で任期満了となり退職されました。古橋副町長には、町政運営に県職員としての豊富な経験や手腕を生かし、多くの課題を解決する推進役を果たしていただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本案は、後任に、玉村町大字樋越451番地4にお住まいの萩原保宏氏を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

萩原氏の経歴につきましては、昭和59年3月に大学を卒業後、同年4月に玉村町役場へ入職され、総務課を皮切りに福祉課、学校教育課など職務を歴任されました。平成27年には課長に昇任、上下水道課長、子ども育成課長などの要職を歴任され、本年3月に総務課長を最後に定年退職されております。

萩原氏におかれましては、在職中、全国の自治体でコンピューター化が進められる行政の転換期に、財務会計システムの導入をはじめ、平成の大合併では、自律を選択した当時の玉村町の行政改革を職員の先頭に立って推し進め、当時22課あった課を13課へ減らすなど身を切る苦渋の決断も行い、

大変苦慮したと聞いております。また、指定管理者制度の導入や民間保育所の誘致、放課後児童クラブの民営化など民間活力の推進をはじめ、保育所の第2子保育料及び副食費の無償化等、子育て支援の充実にも力を注ぎ、今日の町政発展に多大なるご尽力をいただきました。

これら萩原氏の知識や経験は非常に豊富であり、信望も厚く、長年にわたる町職員として磨かれた手腕を町政発展のためにこれからも十分発揮していただけるものと確信しております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

————— ◇ —————

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

—————
午後3時13分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○新副町長挨拶

◇議長（石内國雄君） ただいま副町長の選任に同意されました萩原保宏氏がお見えですので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

〔萩原保宏君登壇〕

◇萩原保宏君 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

このたびは副町長選任に当たりまして、議会の皆様にご賛同いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。私は38年間役場職員として奉職いたしましたが、副町長として改めて町政運営に携わることになりましたことは身に余る光栄であり、その責任の重さを改めて痛感するところとともに、身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才の身であります。町長の補佐役として町政発展のために職員と一丸となって執行機関としての責務を果たせるよう全力を傾注してまいりたいと考えております。

現在地方自治が抱える課題は多種多様で、年々複雑化、深刻化しており、さらに待ったなしの課題が数多くあります。特にこれらの課題に対しては、職員とともに前を向き、力を合わせ、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、議会の皆様にはこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私のお礼の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。

◇議長（石内國雄君） 萩原氏には、石川町長を補佐し、玉村町発展のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。

本日はお忙しいところ、ご苦勞さまでした。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○閉 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたし

ました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和4年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時17分閉会